

# これまでの委員意見と段階別整理

---

## 第3回検討会における委員意見の概要

1. 受験前（実務経験を積む期間）に関する意見
  - ・ 意見なし
2. 受験申請・審査時に関する意見
  - ・ 旧所属企業も実務経験を証明することは望ましいが、安易な案にするのではなく現実的に可能であるかの検討が必要である。
  - ・ 既存 DB の実務経験の証明への活用については、全てを網羅するまで待つのではなく、使えるところから使うべきではないか。
3. 受験時に関する意見
  - ・ 意見なし
4. 受験後に関する意見
  - ・ 企業名の公表に関しては、一定の基準にもとづいて行うべき。
  - ・ ペナルティによる抑止策として罰則の適用も慎重に検討すべき。
5. その他制度全般について
  - ・ 土木と建築は、技術的に共通部分もあるため、実務経験の分けについても検討課題として残す必要がある。

# ご意見の各段階別整理(1/2)

※ 青色：認識不足、ミスの防止策

※ 赤着色：不正の抑制策

◇ 第1回でのご意見、◆ 第2回でのご意見、● 第3回でのご意見

	① 受検前（実務経験を積む時期）	② 受検申請・審査時	③ 受検時	④ 受検後
A 証明者 (企業)	<p><b>社員の実務経験を適切に管理していない</b></p> <p>◇ 会社において、個人の工事経歴をどのように記録・管理するかについて検討が必要。</p> <p><b>a：実務経験の確認方法</b></p>	<p><b>受検者の実務経験を確認できる仕組みがない</b></p> <p>◇ (旧所属も含め) 実務経験の確認のあり方及びそれをチェックする方法の検討が必要ではないか。</p> <p>◆ 現所属企業による旧所属分を含む証明の合理性を示す必要があるのではないか。</p> <p>● 旧所属企業も実務経験を証明することは望ましいが、安易な案にするのではなく現実的に可能であるかの検討が必要である。</p> <p><b>b：旧所属分の確認方法</b></p>		<p>◇ ペナルティによる抑止策について、受検者及び企業のそれぞれを対象に検討が必要ではないか。</p> <p>◆ 技術者不足・担い手確保への影響に配慮しつつ検討が必要である。</p> <p>● 企業名の公表に関しては、一定の基準にもとづいて行うべき。</p> <p>● ペナルティによる抑止策として罰則の適用も慎重に検討すべき。</p> <p><b>i：ペナルティのあり方</b></p>
	<p>◇ 実務経験の証明のためのシステム構築や既存データベースの活用について検討してはどうか。</p> <p>◆ キャリアアップシステムにて技術者の経歴も登録することはどうか。</p> <p>◆ 公共工事に携わっている企業は少なく、全ての企業にCORINSで若手技術者の登録を求めるのは厳しいのではないか。</p> <p>● 既存DBの実務経験の証明への活用については、全てを網羅するまで待つのではなく、使えるところから使うべきではないか。</p> <p><b>f：既存DBの活用</b></p>		<p>◇ 実務経験の記録・管理について、査察等でチェックする対応があり得るのではないか。</p> <p><b>e：立入検査</b></p>	

# ご意見の各段階別整理(2/2)

※ 青色：認識不足、ミスの防止策

※ 赤着色：不正の抑制策 ◇ 第1回でのご意見、◆第2回でのご意見、●第3回でのご意見

	① 受検前（実務経験を積む時期）	② 受検申請・審査時	③ 受検時	④ 受検後
B 受検者 (個人)		<p><b>実務経験の算定方法への理解が不十分である</b></p> <p>◇ 受検者が実務経験の算定方法を理解できていないので、しっかりとした周知・徹底が重要。</p> <p>◆ 実務経験として認められる工事の範囲が分かりにくく、手引きの記載を見直す必要があるのではないか。</p> <p>◆ チェックリストに、実務経験として認められない業務などを示すと分かり易いのではないか。</p> <p><b>c：チェックリストの提出</b></p> <p><b>d：手引きの記載内容の工夫</b></p> <p>◆ 実務経験として、具体の工事名等を記載させることで虚偽申請の抑止になるのではないか。</p> <p><b>j：実務経験証明書の様式見直し</b></p>	<p><b>対策本の模範解答の勉強で解答できている</b></p> <p>◇ 現場経験をより確認できる試験問題・方法のあり方の検討が必要ではないか。</p> <p>◆ 口頭試験は難しいため、事前準備が難しくなる試験内容の工夫が必要ではないか。</p> <p><b>h：試験問題の見直し</b></p>	
C 審査者 (試験機関)		<p><b>受検申請～合格発表までに詳細な審査は難しい(複数試験の1・2級試験あり)</b></p> <p>◇ 効率的かつ着実な審査事務につながる受検申請方法のあり方の検討が必要ではないか。</p> <p><b>g：電子申請による合理化</b></p>		
D 全体(制度等への意見)	<p>◇ 受験要件としての実務経験の期間のあり方についても検討が必要ではないか。</p> <p>◇ 施工技術の進展や海外での実務経験の評価のあり方なども踏まえた実務経験の取り扱いについても今後は検討が必要ではないか。</p> <p>◆ 実務経験が長い受検者は、実地試験を省略する方法も検討してはどうか。</p> <p>◆ 現行試験で実務経験の確認が難しいのであれば、建築士と同様の登録制度が必要ではないか。 → 技術者制度のあり方関連</p>	<p>◇ 技術者制度における実務経験の位置づけが重要であることを踏まえた検討が必要。</p> <p>◇ 海外での実務経験は、どのように評価されているのか。 → 今年度から個別認定開始</p> <p>● 土木と建築は、技術的に共通部分もあるため、実務経験の区分けについても検討課題として残す必要がある。</p>	<p>◇ 意図的な不正の場合及び過失の場合のそれぞれにおける原因に対応した対策の検討が必要。</p> <p>◆ 検討事項も含め、スピード感を持つことが大事である。</p>	